〇雲仙市地下水採取の規制に関する条例
平成17年10月11日
条例第139号

（目的）
第1条　この条例は、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、多量の深層地下水の採取について必要な規制を行い、雲仙市における水道水源の枯渇を防ぐとともにこれを確保し、民生の安定に寄与することを目的とする。

（定義）
第2条　この条例において「地下水」とは、井戸により採取する水をいう。
2　この条例において「井戸」とは、動力を用いて地下水を採取するための施設で地表から孔底までの深さが20メートルを超え、かつ、揚水機の吐出口径が25ミリメートルを超えるものをいう。

（地域の指定）
第3条　この条例の規定により、地下水の採取を禁止する地域（以下「禁止地域」という。）又は規制する地域（以下「規制地域」という。）は、別表のとおりとする。

（禁止地域）
第4条　禁止地域内において井戸を設置し、又は変更（井戸の口径及び深さ又は揚水機の種類、能力等を変更する場合をいう。以下同じ。）してはならない。ただし、市長が必要があると認めたものについては、この限りでない。
2　前項ただし書の規定により井戸を設置し、又は変更しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

（規制地域）
第5条　規制地域内において井戸を設置し、又は変更しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

（許可の申請）
第6条　第4条第2項又は前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を着工前1月前までに市長に提出しなければならない。
(1)　井戸を設置する場所
(2)　使用目的
(3)　井戸の深さ及びケーシングの口径
(4)　1日の取水予定量
(5)　施工業者その他参考事項
2　市長は、第4条第2項又は前条の許可をする場合は、量水器の設置、取水量の報告その他必要な条件を付することができる。

（完成後の報告及び確認）
第7条　許可を受けて井戸を設置し、又は変更した者は、当該工事竣工後10日以内に前条第1項各号に掲げる事項を記載した完成報告書に井戸の構造を示す図面及び地質柱状図（ストレーナの位置をあわせ表示したもの）を付し、市長に報告し、掘削深度その他必要な事項について市長の確認を受けなければならない。

（立入調査等）
第8条　市長は、この条例の実施のため必要な限度において、井戸を設置し、又は変更した者（権利を譲り受けた者を含む。）からその使用状況その他必要な報告を求め、又はその職員をして関係施設に立ち入らせ必要な調査を行わせることができる。
2　前項の調査に従事する職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（工事中止又は措置等）
第9条　市長は、第4条及び第5条の規定に違反したとき、又は前条の規定による報告及び調査の結果必要があると認めたときは、井戸を設置し、又は変更した者（権利を譲り受けた者を含む。）に対し、工事の中止又は取水量の制限その他地下水源の保全上必要な措置、指導若しくは勧告を行うことができる。

（委任）
第10条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（罰則）
第11条　第4条及び第5条の規定に違反した者又は第9条の規定による工事中止、指導又は勧告に対し、正当な理由

なく拒否した者は、10万円以下の罰金に処する。
2 第7条の規定による報告を怠り、又は第8条の規定による立入調査を正当な理由なく拒否した者は、科料に処する。
3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は業務に関し、前2項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金又は科料を科する。

附則

(施行期日)
1 この条例は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)
2 この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)の前日までに、合併前の小浜町地下水採取の規制に関する条例(平成12年小浜町条例第28号。次項において「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

別表(第3条関係)

禁止地域
雲仙市水道水源から半径800メートル以内の地域

規制地域
雲仙市水道水源(禁止地域)以外の全地域